

平成 2 7 年 度 事 業 報 告 書

一. 本協会の管理運営に関する事項

1. 土地家屋調査士法施行規則に基づく諸手続

平成 2 7 年 9 月 1 日 「役員に関する事項」変更登記申請、同日登記完了
平成 2 8 年 3 月 2 2 日 東調協発第 1 8 2 号にて「会計年度終了に伴う報告書の提出について」を東京法務局長宛提出

2. 運営の合理化

- (1) 定款の一部変更
- (2) 事務処理規則の一部改正
- (3) 入会及び退会等に関する規則の一部改正
- (4) 従たる事務所設置規則の一部改正
- (5) 支所設置規則の一部改正
- (6) 入会及び退会等に関する事務取扱規程の一部改正
- (7) 業務処理規程の一部改正
- (8) 業務処理費規程の一部改正
- (9) 会計処理規程の一部改正
- (10) 従たる事務所運営規程の一部改正
- (11) 支所運営規程の一部改正
- (12) 弔慰規程の一部改正
- (13) 顧問・相談役委嘱規程の一部改正
- (14) 文書取扱規程の一部改正
- (15) パソコン・電子メール管理規程の一部改正
- (16) 個人情報保護規程の一部改正
- (17) 顕彰規程の一部改正
- (18) 特定個人情報保護規程の制定
- (19) 創立 3 0 周年記念事業準備委員会設置規程の制定
- (20) 外部委託取扱要領の一部改正
- (21) 個人情報取扱要領の一部改正
- (22) 役員給与支払いに関する申合せ事項の一部改正

二. 会務一般に関する事項

1. 社員数及び異動状況

期 首	平成 2 7 年 4 月 1 日	5 4 1 名
		1 1 法人
期中入会者		2 8 名
		3 法人
期中退会者		3 5 名
		0 法人
内 訳	退 会	2 2 名
		0 法人
	資格喪失	1 3 名
期 末	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	5 3 4 名
		1 4 法人

2. 本協会の機関

役員（定款第24条）

理事 12名（うち、役付理事：理事長1名、副理事長1名、常任理事2名）

監事 2名

理事会構成員（定款第32条）

理事全員 12名

常任理事会構成員（理事会等議事規程第19条）

役付理事全員 4名

理事会の業務分掌（事務処理規則第2条）

総務部 5名 副理事長1名、常任理事1名、理事3名

業務部 6名 常任理事1名、理事5名

各種委員会（事務処理規則第6条）

各省連携地籍整備対応プロジェクトチーム 7名

創立30周年記念事業準備委員会 7名

3. 従たる事務所（定款第39条、従たる事務所設置規則第1条）

支所（定款第40条、支所設置規則第1条）

6従たる事務所

25支所

（内訳は、別表「従たる事務所又は支所別社員数及び異動状況」のとおり）

4. 事務局

職員 4名

5. 会議

社員総会 1回

理事会 13回

常任理事会 3回

部会

総務部会 12回

業務部会 11回

総務・業務合同部会 1回

規則・規程改正打合せ 2回

経理打合せ 1回

期末監査 1回

支所長会議 2回

会計担当者会同 1回

総会正副議長予定者との打合せ 1回

選挙管理委員会 2回

各省連携地籍整備対応プロジェクト会議 6回

創立30周年記念事業準備委員会 6回

顧問税理士との打合せ 5回

東京土地家屋調査士会との面談 1回

東京土地家屋調査士会との意見交換会 4回

公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会 1回

三. 事業計画に基づく業務執行状況

マイナンバー制度や消費税の引き上げなど、私たちを取り巻く環境の大きな変化を迎えることとなり、準備をしていくこととなった。

さて、今期の本協会の動きとしては、総務部は、一般社団法人に移行後の規則や規程にまだ不十分なところがあり、引き続き改正に努力した。また、マイナンバー制度に関する規程などの対応を行った。

業務部は、本部開発における東京都関連、とりわけ建設事務所の受託が減少した。従たる事務所および支所開発は、受託額0円の解消がみられる一方で、受託減少など全体では一進一退の様相を呈している。

最後に経理部は、事務処理の伝票等の処理を一部税理士事務所に依頼するなど、事務処理の簡素化を図った。

以上、基本方針にのっとり業務執行を行った。また来年度の協会設立30周年記念事業に役員、従たる事務所長や支所長の皆様方の協力を得て準備委員会を組織し事業の準備に着手した。

1. 基本方針

基本方針1 「将来の社会環境の中に確たる位置づけができる意識及び組織の改革を行い、自らの道を開いて行ける力を養うよう努める。」

基本方針2 「官公署等の発注状況を調査し、社会の要請に対応すべく能力の開発と業務の創造に努める。」

基本方針3 「培われた伝統を受け継ぎながら将来に向けて革新をし、次代を担う社員の育成に努める。」

基本方針4 「業務処理に対応できる組織を構築するよう努める。」

2. 部門計画

総務部

総務担当

(1) 一般社団法人としての運営の適正化及び組織の強化

昨年度までに整備してきた諸規則等につき、詳細な誤記や条文の誤りなどを修正するとともに、運営をより円滑にするべく改正を図った。

(2) 協会制度の広報

東京土地家屋調査士会の登録証交付式に副理事長が列席し、新規登録会員に本協会のPRを行い、加入を呼びかけた。

(3) 社員の帰属意識の向上

平成27年12月1日に社員研修会を実施し、業務の成果物納品の適正化と、同年10月より施行されたマイナンバー制度の概要と対応についての研修を行うことにより、社員の業務円滑化を図るとともに帰属意識の向上を図った。

また、HP更新、メールによる各従たる事務所長、支所長への情報発信を行い、情報の速やかな伝達を行うよう努めた。

(4) 従たる事務所設置の推進

本年度新たに新宿従たる事務所が設置された。従たる事務所への移行を希望する支所に対し、速やかに移行できるようにマニュアル等を整備し、補助する体制を整えた。

(5) 「災害復興まちづくり支援機構」への参画

昨年度同様、担当理事を2名として各種事業に協力した。今年度も運営委員会に担当理事を派遣した。

(6) 業務部と連携しての内部体制構築の具体化

業務部の動きを総務部にも即時に伝わるよう連絡を密にとり、部会での報告を詳細にするようにした。

(7) 創立30周年記念事業準備

周年事業準備委員会を立ち上げ、各ブロックから委員を募り実働を開始した。
来年度12月に周年事業を開催するべく継続して議論をしていくこととした。

経理担当

(1) 適正な経理事務の徹底

現金預金出納帳により毎月の従たる事務所及び支所の収支を確認した。
経理事務について顧問税理士と相談し効率化の検討をした。

(2) 経理事務の効率化

税理士へ伝票入力を委託し、経理事務の効率化を進めた。

(3) 公益法人新会計基準（平成20年）の徹底

引続き公益法人新会計基準（平成20年）の徹底に努めた。

(4) 経費削減と予算管理の徹底

従たる事務所及び支所からの予算要望に対して適正な支出となるように指導し、予算要望書に対する従たる事務所及び支所への送金の適否を確認する体制を引続きとり、経費削減と予算管理を行った。

(5) 適正な費用弁償率の検証

今年度の受託額を考慮し、適正な費用弁償比率を経費の面から検討した。

(6) その他

本年度、神田税務署による税務調査を受けた。その際の指摘事項として、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、監事の出向等に対し手当を支給するのは適切ではなく、固定給で支払うべきとの指導を受け、過去5年分の修正申告を行った。

また、上記指摘に伴い役員報酬・手当等の見直しを行っている。

業務部

(1) 従たる事務所・支所との連携、連絡体制の強化

品川従たる事務所から登記用資料作成業務について、また荒川区役所、武蔵村山市役所から地籍調査事業の受託に関連して理事を派遣した。法務省矯正局の発注予定業務について、支所からの情報提供により本部にて引継ぎ対応をした。

(2) 受託業務の迅速かつ適正処理の徹底及びITを活用した業務管理の強化

配分にかかる時間短縮の徹底に努めた。

各省連携地籍整備対応プロジェクトチームを含めクラウドサービスを活用した。

(3) 運用基準に基づく適正な積算の徹底、競争入札への対応及び発注者への積算協力等並びに土地家屋調査士制度広報活動

例年通り年度の報酬額基準をベースに競争入札へ参加した。新規案件並びに予算取得のための積算協力を行った。

(4) 業務処理研修の実施

平成27年12月1日に社員研修会を実施した。

(5) 法第14条地図作成作業及び地籍調査事業等、地図作成事業の受託体制の確立

登記所備付地図作成作業について、昨年からの継続作業（板橋区）、今年度（中央区）の作業を完了した。今年度から大都市型となっている。

小平市の官民基本調査について、主として田無支所で業務処理を行い完了した。今後は資格者、技術者の派遣等サポート体制の整備の検討をした。

支援ソフトを業務処理で活用した。

(6) 司法書士協会との協同活動

発注者へ当協会、日本土地家屋調査士会連合会のリーフレットと併せ、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会のリーフレットを配布し、受託推進活動を行った。

再開発法の権利変換登記を共同企業体として受託し処理した。また、木造住宅密集地域（木密）に関しての研修会に参加した。